

下野市都市計画マスタープラン策定 について

令和6年10月2日

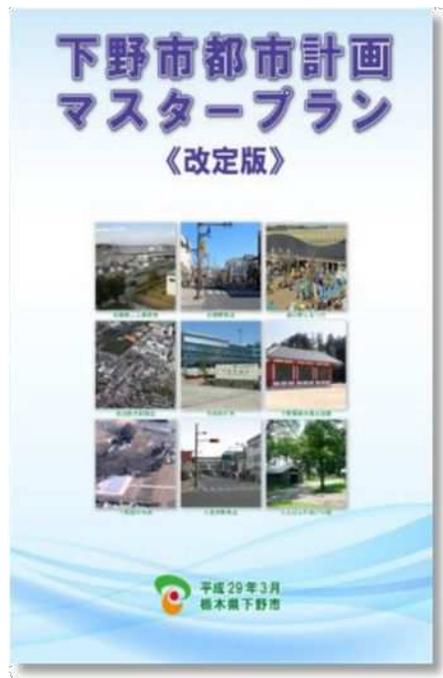
■都市計画マスタープランの策定について

都市計画マスタープランとは

- 都市計画マスタープラン(以下「都市マス」という)は、都市計画法第18条の2に規定された「**市町村の都市計画に関する基本的な方針**」に該当するまちづくり構想であり、市町村が定める都市計画の基本となる事項を定める計画。
- **土地利用、市街地整備、交通施設・道路整備、河川・下水道、公園・緑地等々、多岐にわたる分野**において今後のまちづくりの方針を定める。

策定の履歴

- 平成21年3月 策定(当初版)
- 平成29年3月 改定



都市計画マスタープランの対象地域

- 下野市都市マスの策定対象地域は、**下野市全域**。
- 下野市都市マスは、栃木県が定める**小山栃木都市計画区域マスタープラン**(以下「区域マス」という)**に即して策定**する必要がある。



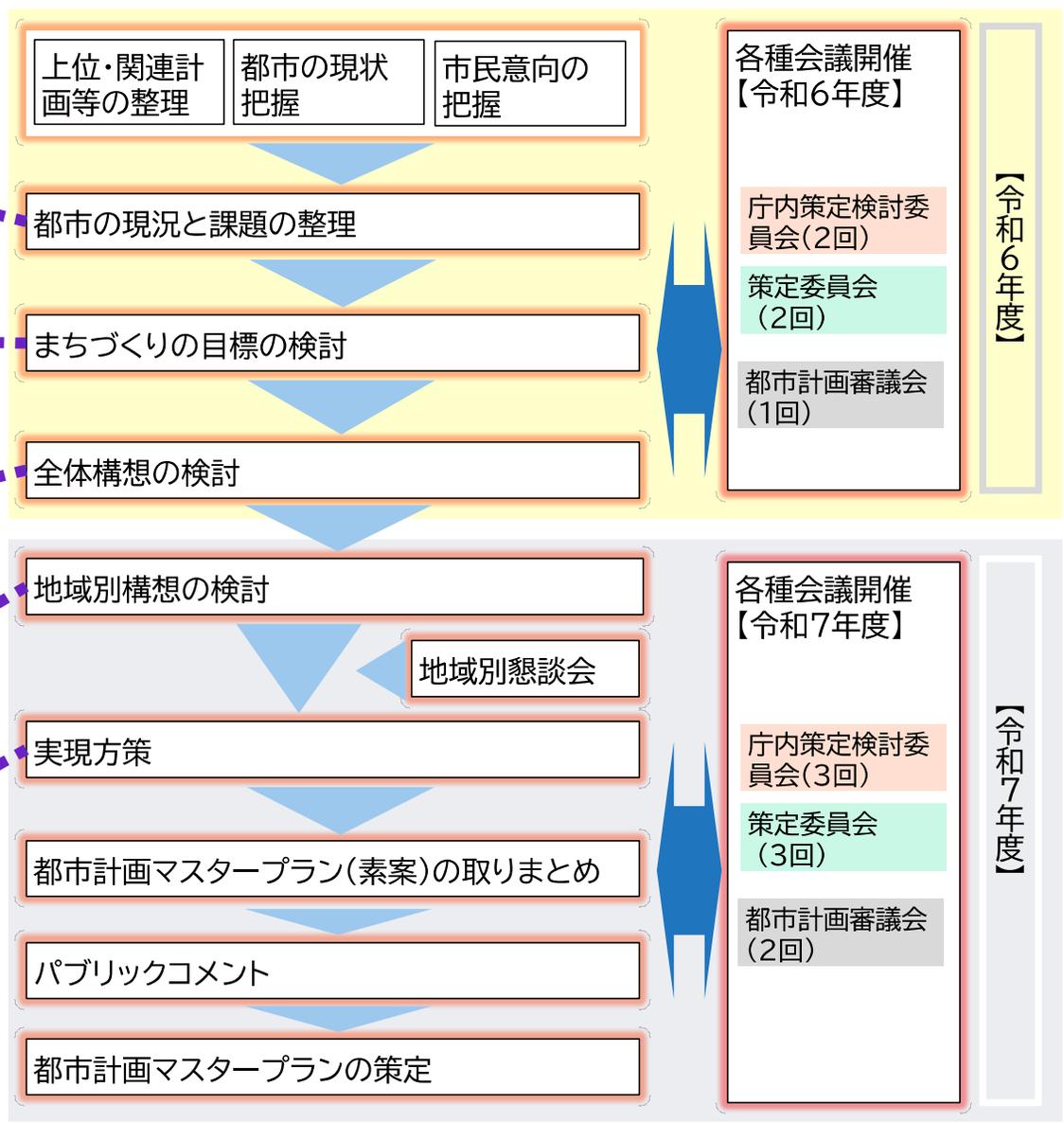
小山栃木都市計画区域

■都市計画マスタープランの構成と、策定の流れ

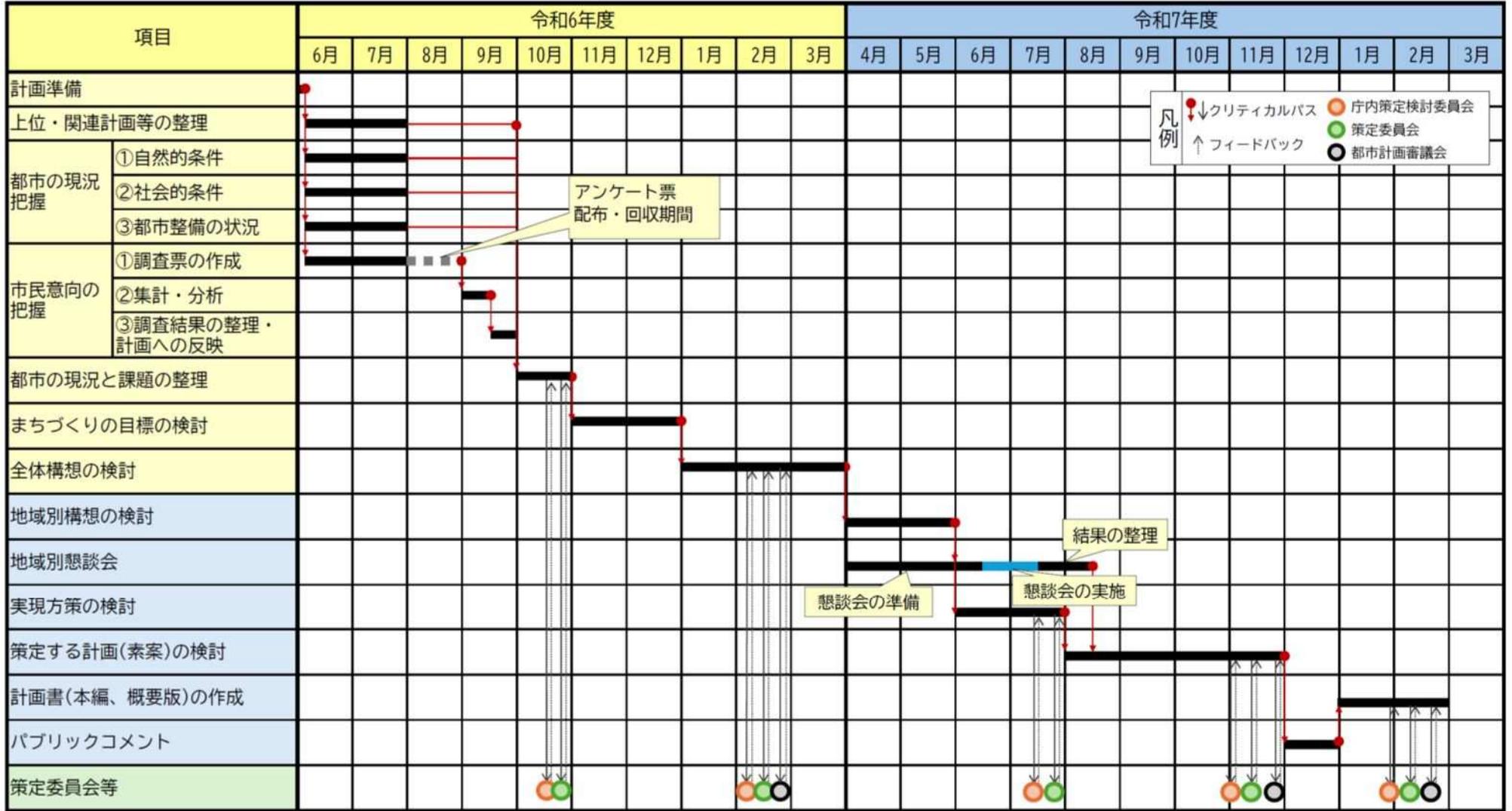
都市計画マスタープランの構成

第1章 都市計画マスタープランの目的と構成	計画の前段として位置づけ、基本的事項、構成を確認
第2章 まちづくりの課題	上位・関連計画や都市の現況把握、市民意向の把握といった基礎調査結果に基づき、まちづくりの課題を抽出
第3章 将来都市像	総合計画等の上位理念に基づきつつ、下野市の将来的なまちづくりの将来像、基本理念、方針等を策定
第4章 全体構想	下野市全域のまちづくりに関して、土地利用、交通施設整備など分野別の方針を策定
第5章 地域別構想	市内の地域別に、地域の特性に応じたまちづくりの方針を策定(4地域区分を想定)
第6章 実現方策	本計画に位置付けた施策を具体的に推進するための実現方策を整理

計画策定の流れ (令和6~7年度)



※章の名称は、変更の可能性あり



都市計画マスタープラン策定体制

下図のような策定体制により、検討を進める。

